

市民参画・協働を推進する条例 骨子案

1. 前文

○前文に盛り込む内容

- ①蕨市の市民参画、協働の取り組みに関する歴史的背景、特徴
- ②市民参画、協働のまちづくりによる蕨市の将来像
- ③条例を制定する決意

※上記の内容に加え、市民懇談会の意見などを参考とし、条例案の内容がある程度まとまった段階で作成する。

事例

【奈良市】

わたしたちのまち奈良は、平城京の昔から綿々と受け継がれてきた歴史と風土を大切に、豊かな文化と美しい自然や環境を守りながら、今日の暮らしの礎を築き、発展してきました。

しかし、近年、地域をめぐる環境が大きく変わり、市民のニーズが多様化し、様々な新しい課題が生まれてきています。これらの課題を解決するためには、行政だけではなく市民一人ひとりが持っている力を発揮することが必要です。

これからの奈良のまちづくりは、市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び市が力を出し合い、それぞれが市政に参画し、協働しながら行うことが大切です。

これまでにわたしたちが守ってきた世界に誇る奈良の文化を未来に引き継ぎ、生かしていくために、そして、奈良のまちを世界に開かれた、多様性に富み、持続的発展が可能な住みよいまちにするために、この条例を制定します。

さあ、みんなで一緒にまちづくりを進めましょう。

【栗東市】

美しく豊かな自然環境と貴重な歴史文化遺産に恵まれ、古来、交通の要衝として栄えてきた私たちのまち「栗東」は、先人の築き上げた誇りある歴史と文化を受け継ぎながら、それぞれの時代にふさわしいまちづくりを進め、繁栄を続けています。

このまちに住んでよかったと思い、このまちを誇りをもって語り、生きがいのある暮らしをすることは、私たち栗東市民みんなの願いです。

ここにこの条例を定めることにより、次代を担う子どもたちがわがまちに愛着をもてるように、私たち市民が、人と人とのつながりを大切に、様々な人が行きかい、ふれあい、安心して暮らせるまちを、知恵を出し合い、力をあわせて自分たちで築きあげ、活力あるまちを目指し、このまちを育てていきたいと思います。

【狛江市】

狛江のまちに「新しい風」を！ そのような思いをこめて、私たちはこの条例を定めます。

「新しい風」は、市民と自治体の信頼に基づくパートナーシップから生まれます。そのため、まちの主体である市民が自らの責任と役割を自覚して市の行う活動に積極的に参加するとともに、市民公益活動を自主的に行う様々な団体と行政組織が対等な立場でまちの発展のために取り組むことが求められます。そしてそのことは、行政のありかたそのものを、より市民に開かれたものに変えていくことでしょう。狛江市においても、既にそのための様々な試みが始められています。しかしさらに系統的で継続性のある施策の展開のためには、誰にもわかりやすい形で一定のルールを定めておくことが必要になります。この条例はそのための第一歩として、市が行政上の制度として取り決めておくべき事項を定めたものです。今後、より多くの市民や市民公益活動を行う団体がこの条例を積極的に使いこなす中で、ここに定めた事項がより豊かな実りを生み出すことを念願しています。

2. 目的

本市における市民参画・協働の理念を明らかにするとともに、その推進に関する基本的な事項や仕組みを明確に条例に定めることにより、市民参画・協働の推進を図り、もって市民主体の活力あるまちづくりに資することを目的とする。

事例

【奈良市】

第1条 この条例は、本市におけるまちづくりについての基本理念並びにその実現を図るための市民参画及び協働に関する基本的事項を定め、市民、市民公益活動団体、事業者及び学校が行う公益活動を推進するとともに、市民の市政への主体的な参画並びにそれぞれの主体による互いの立場及び役割の明確な確認と尊重に基づいた協働により、個性豊かで魅力ある、多様性に富み、持続的発展が可能な住みよいまちを実現し、これを将来に引き継ぐことを目的とする。

【栗東市】

第1条 この条例は、栗東市における市民参画と協働によるまちづくりを推進するための基本的なルールや仕組みを定め、市民一人ひとりが自治の意識を高め、市民と市及び市民同士が対等な立場に立って、それぞれの役割分担と責任を自覚し、お互いを理解し合うことを通じて、豊かで活力に満ちた、だれもが安心して暮らせる地域社会の実現を図ることを目的とします。

【芦屋市】

第1条 この条例は、本市の市政に対する市民の参画を推進するための基本的な事項を定めることにより、市民及び市が協働による住みよいまちをつくることを目的とする。

【西宮市】

第1条 この条例は、市民等の参画と協働に関し基本的な事項を定めることにより、市民等が持つ豊かな知識及び経験をまちづくりに生かし、市民等と市がよりよい本市の姿を共に考え、その実現に向けて共に行動する地域社会の形成に資することを目的とする。

【狛江市】

第1条 この条例は、市民参加と市民協働の推進に関する基本的な事項を定めることにより、その一層の推進を図ることを目的とする。

3. 定義

次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

①市民参画

市の政策立案、施策の実施等にあたって、広く市民の意見を反映させるとともに、市民と市がともにまちづくりを進めることを目的として、市民が市政に参加すること

②協働

市民と市が目的を共有し、それぞれの役割を認めあい、自立した対等のパートナーとしての関係を構築しながら、地域課題や社会的な課題の解決（まちづくり）に向けて協力してともに働くこと

③市民

市内に在住、在勤、在学する個人及び市内で活動する法人その他の団体

※定義については、その他にも必要な定義が生じれば盛り込むこととする。

事例

○市民参画（参加）

【奈良市】市の施策の企画立案の過程から実施及び評価に至る各段階において、市民が主体的に参加し、意思形成にかかわることをいう。

【栗東市】市民が市の政策等の企画立案、実施及び評価に自主的に参加することをいいます。

【芦屋市】市民が市政に参加する意思を反映させることを目的として市の施策の企画立案、実施及び評価の過程に参加することをいう。

【西宮市】市民等が市の政策等の立案、実施及び評価に自主的に参加することをいう。

【狛江市】行政活動に市民の意見を反映するため、行政活動の企画立案から実施、評価に至るまで、市民が様々な形で参加すること。

○協働

【奈良市】市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び市が対等な立場で、互いの特性を尊重し認め合い、企画立案の過程から実施及び評価に至るまで、協議しながら共通の目的である公共的な課題の解決のため共に取り組むことをいう。

【栗東市】まちづくりを推進するために、市民と市がそれぞれの果たすべき役割を自覚しながら、対等な立場で、信頼関係を構築しつつ相互に補完しながら共に行動することをいいます。

【芦屋市】市民及び市がまちづくりについて、それぞれの役割と責務を自覚し、互いに尊重し、補完し、協力することをいう。

【西宮市】まちづくりを推進するために、市民等と市がそれぞれ果たすべき役割を自覚し、対等な立場で、信頼関係を構築しつつ相互に補完しながら共に行動することをいう。

【狛江市】市の実施機関と市民公益活動を行う団体が、行政活動等について共同して取り組むこと。

○市民

【奈良市】市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。

【栗東市】市内に住所を有する人／市内に通学し、又は通勤する人／市内において事業又は活動を行う人／市内において事業又は活動を行う法人その他の団体

【芦屋市】市内に在住、在勤及び在学する個人並びに市内で活動する法人その他の団体をいう。

【西宮市】市内に住所を有する者をいう。（市民等： 市民、市内の事務所又は事業所に勤務する者、市内の学校に在学する者及び市内で活動し、又は事業を営むものをいう。）

○その他、各市で定義づけている用語

【奈良市】事業者／学校／市民公益活動／市民公益活動団体

【栗東市】事業者／市／まちづくり／市民公益活動／市民公益活動団体／地域コミュニティ団体

【芦屋市】審議会等／市民提案／ワークショップ／パブリックコメント

【西宮市】市の機関

【狛江市】行政活動／ 市の実施機関／市民公益活動／ 団体

基本原則（基本理念）

○基本原則に盛り込む内容

- ①市は市民参画によりまちづくりを進める
- ②市民と市が対等のパートナーとして、それぞれの役割を果たしながら、協働でより良いまちづくりに取り組む
- ③市民と市は互いに情報を共有し、市は市政に関する情報を積極的に提供する

事例

【奈良市】

（まちづくりの基本理念）

第3条 本市におけるまちづくりは、次の基本理念に基づき推進するものとする。

- (1) 人権が尊重され、心豊かに暮らせる安全安心で快適なまちづくりを行うこと。
- (2) 次世代を担う子どもたちが健やかに成長し、たくましく生きる力を育成する教育のまちづくりを行うこと。
- (3) すべての人が生きがいを持ち、健康で健やかに暮らせる福祉のまちづくりを行うこと。
- (4) 豊かな自然環境を生かした、緑あふれる美しいまちづくりを行うこと。
- (5) 奈良の文化を未来に引き継ぎ、個性豊かなまちづくりを行うこと。

（まちづくりの基本原則）

第4条 前条の基本理念に基づくまちづくりを推進するに当たっては、次に掲げる基本原則にのっとり、市民参画及び協働によらなければならない。

- (1) 市は、市政に対する市民参画の権利を保障するとともに、まちづくりの公共性及び公平性を確保すること。
- (2) 市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び市は、互いに対等な関係を保ち、相互の自主性を尊重しつつ、協働によるまちづくりの推進に努めること。
- (3) 市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び市は、それぞれの特性及び果たすべき役割を自覚して、互いに役割を分担し、かつ、連携し、協働してまちづくりを行うよう努めること。

【栗東市】

（基本原則）

第3条 本市における参画及び協働は、次に掲げる基本原則に基づいて行います。

- (1) 市民は誰でも市政に参画できること。
- (2) 市民と市はお互いの立場及び特性を理解するとともに、それぞれが役割分担をしながら協働のまちづくりを行うこと。
- (3) 市民と市は参画及び協働の推進にあたって、それぞれが有する情報を共有すること。

【芦屋市】

(基本原則)

第3条 市民及び市は、次に掲げる原則を踏まえ、市民参画及び協働の推進を図るものとする。

- (1) 自立の原則 市民は、自らの意思により市民参画及び協働の推進を行い、市は、市民活動の自主性を尊重する。
- (2) 対等の原則 市民及び市は、対等の関係として市民参画及び協働の推進を行う。
- (3) 相互理解及び協力の原則 市民及び市は、市民参画及び協働の推進の目的を共有し、信頼関係の醸成と相互協力関係の形成に努める。
- (4) 情報の提供及び共有の原則 市民参画及び協働の推進に関する情報について、市民は自らの持つ活動の情報を提供し、市は積極的に情報を公開し、互いに共有する。
- (5) 評価と説明の原則 市民参画及び協働による施策の実施にかかわる市民は、それぞれが担った役割の成果について評価と説明を行い、市は、市民参画及び協働により行う施策の実施について、評価と説明の責任を持つ。

【西宮市】

(基本原則)

第3条 本市における参画と協働は、次項から第4項までの基本原則に基づいて行うものとする。

- 2 市民は、平等に市政に参画することができる。
- 3 市民等と市は、互いの立場や特性を理解するとともに、それぞれが役割分担をしながら協働してまちづくりを行うものとする。
- 4 市民等と市は、参画と協働を推進するに当たって、それぞれが有する情報を共有するものとする。

5. 市民の役割(責務・権利)

- 役割：市民参画及び協働によるまちづくりの推進に努めること
- 責務：公共の利益（市全体の利益）を図ることを基本とし、市民参画に取り組むこと、積極的な協働に努めること
- 権利：行政活動、自治運営に市民参加する権利

事例

【奈良市】

(市民の役割)

第5条 市民は、まちづくりの主体として自らの果たすべき役割を自覚し、市民公益活動団体、事業者、学校及び市との協働を進め、市民参画及び協働によるまちづくりの推進に努めるものとする。

(市民公益活動団体の役割)

第6条 市民公益活動団体は、自己の責任の下に自らの活動を推進するとともに、市民、事業者、学校及び市との協働を図り、市民参画及び協働によるまちづくりの推進に努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、協働に関する理解を深めるとともに、市民、市民公益活動団体、学校及び市と連携し、協働し、自発的に市民参画及び協働によるまちづくりの推進に努めるものとする。

(学校の役割)

第8条 学校は、教育若しくは研究の成果等を社会に還元し、又は施設を地域に開放し、まちづくりに参画する等地域と深く交流し、連携し、協働するとともに、市民公益活動の活性化に努めなければならない。

【栗東市】

(市民の権利と役割)

第4条 市民は、自治運営の主体であり、自治運営に参加する権利があります。

2 市民は、地域社会の一員であるという認識のもと、自主的な意思によってまちづくりに取り組み、地域の課題解決に向けて協力して行動します。

3 市民は、参画及び協働にあたっては、全体の利益を考慮し、自らの意見と行動に責任を持ちます。

(市民公益活動団体の役割)

第6条 市民公益活動団体は、自己の責任のもとに、それぞれの市民公益活動の推進に努めます。

(地域コミュニティ団体の役割)

第7条 地域コミュニティ団体は、それぞれの地域が目指す地域社会の形成に向けて、身近な課題の解決等自主的な活動を推進し、住みよい地域づくりに努めます。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、自らの責任と役割を自覚し、地域社会の一員として、社会貢献意識を持ちながら、市民参画と協働によるまちづくりについて理解を深め、多分野にわたる専門的な資源を活かし、自発的に市民参画と協働によるまちづくりの推進に協力するよう努めます。

【芦屋市】

(市民の責務)

第5条 市民は、協働の精神の下で市民参画に取り組み、公共の利益を図ることを基本として、積極的な協働に努める。

【西宮市】

(市民等の役割)

第4条 市民等は、参画と協働によるまちづくりに自主的にかかわるよう努めるものとする。

2 市民等は、参画と協働に当たっては、市全体の利益を考慮し、自らの意見と行動に責任を持つよう努めるものとする。

【狛江市】

(市民参加の権利)

第4条 市民は、それぞれの立場において、行政活動に参加する権利を有する。

2 満20歳未満の青少年及び子どもについても、年齢にふさわしい市民参加の権利を有するものとする。

6. 市の役割（責務）

- ・ 必要な情報の提供
- ・ 参画・協働の機会の提供、環境整備
- ・ 市民公益活動に対する必要な支援
- ・ 市職員に対する啓発、意識向上 など

事例

【奈良市】

（市の責務）

第9条 市は、奈良市情報公開条例（平成19年奈良市条例第45号。以下「情報公開条例」という。）の規定に基づき市が保有する情報の提供及び公開を推進し、市民、市民公益活動団体、事業者及び学校とその情報を共有するよう努めるとともに、市民公益活動の促進及び活性化のために必要な施策を市民とともに策定し、実施しなければならない。

- 2 市は、市民、市民公益活動団体及び事業者が行う市民公益活動を促し、必要な支援を行うとともに、それぞれの主体との協働に努めなければならない。
- 3 市は、市職員に対する市民参画及び協働によるまちづくりに関する啓発や研修等を行い、職員一人一人の意識の向上を図らなければならない。
- 4 市は、関係機関とも連携し、市民参画及び協働によるまちづくりの推進に努めなければならない。

【栗東市】

（市の役割）

第5条 市は、市民の多様な意見及び情報を考慮して市政を運営するために、市民の参画及び協働の機会の確保とともに、情報の提供に努めなければなりません。

【芦屋市】

（市の責務）

第4条 市は、市民の市民参画及び協働への意識と意欲を高めるよう啓発を行う。

- 2 市は、市民が市政について必要とする情報を積極的に公開する。
- 3 市は、市民が容易に市政に参画し、協働を推進できるよう創意工夫を行う。

【西宮市】

（市の機関の役割）

第5条 市の機関は、市民等の多様な意見及び情報を考慮して市政を運営するために、市民等の参画と協働の機会を確保するよう努めるものとする。

- 2 市の機関は、参画と協働によるまちづくりのための基盤の整備及び積極的な情報提供等必要な施策を実施するものとする。

【狛江市】

（市の責務）

第3条 市は、市民参加及び市民協働を推進するための必要な情報を、市民及び市民公益活動を行う団体に積極的に提供しなければならない。

- 2 市は、市民参加及び市民協働の推進のため、市民が参加するための様々な機会を設けるとともに、市民協働の担い手となる団体が活発に市民公益活動を行えるよう、環境整備に努めなければならない。

7. 市民参画

(1) 市民参画の対象

- ・ 総合振興計画等市の基本的な政策を定める計画又は個別行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定又は改定
- ・ 次に掲げる条例の制定又は改廃に係る案の策定
 - ア 市の基本的な制度を定める条例
 - イ 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例
 - ウ 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例（金銭徴収に関するものを除く。）
- ・ 市の基本的な方向を定める憲章、宣言の制定又は改廃
- ・ 実施機関が必要と認めるもの

適用除外

- ・ 実施機関が緊急を要すると認める場合
- ・ 実施機関が軽微な変更と認める場合
- ・ 実施機関に裁量の余地がないと認められる場合
- ・ 実施の手続が法令等により定められている場合

事例

【栗東市】

第10条 市民参画の対象となる事項(以下「対象事項」といいます。)は、次に掲げるとおりとします。

- (1) 本市の憲章、宣言等の策定及び変更
- (2) 市政の基本的な計画等の策定及び変更
- (3) 市政の基本的な方針を定める条例の制定及び改廃
- (4) 市が実施する大規模な施設の設置その他の公共事業に係る計画等の策定及び変更のうち規則で定めるもの
- (5) 市民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定及び改廃(市税(地方税法(昭和25年法律第226号)第5条第3項又は第7項の規定により新たな税目を起こす場合を除く。)、分担金、使用料、加入金、手数料その他これらに類するもの及び利用料金に関するものを除く。)

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象事項としないことができます。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められているもの
- (4) 市の内部の事務処理等に関するもの

【芦屋市】

第6条 市民参画の手續の対象となる施策は、次の各号のとおりとする。

- (1) 市の基本構想、基本計画その他基本的事項を定める計画等の策定又は重要な変更
- (2) 市政に関する基本方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限する条例の制定又は改廃
- (3) 公共の用に供される大規模な施設の設置に係る基本計画等若しくはその利用や運営に関する方針の策定又はそれらの重要な変更
- (4) その他市民生活に極めて重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する施策については、市民参画の手續を行わないことができる。

- (1) 法令又は条例に施策の実施の基準が定められ、当該基準に基づき行うもの
- (2) 市税の賦課徴収及び分担金、使用料、手数料等の徴収に関するもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、緊急を要するものその他やむを得ない理由があるもの

【狛江市】

第5条 市の実施機関は、次に掲げる行政活動を行おうとするときは、あらかじめ市民参加の手續を行わなければならない。

- (1) 市の基本構想及び基本的事項を定める計画等の策定又は変更
- (2) 市政に関する基本方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
- (3) 広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃
- (4) 市民の公共の用に供される大規模な施設の設置に係る基本計画等の策定及びその利用や運営に関する方針、又はそれらの変更

2 市の実施機関は、前項の規定にかかわらず、緊急その他やむを得ない理由があるとき又は市税の賦課徴収及び分担金、負担金、使用料、手数料等の徴収に関するもの（地方自治法第74条の請求権から除外されるもの）等については市民参加の手續を行わないことができる。

(2) 市民参画の手続き

- ・ 審議会等会議の公開
- ・ パブリック・コメント制度（要綱制定済み）
- ・ 審議会等委員の公募 等

※このほかに、

- ・ 市民意識調査
- ・ タウンミーティング
- ・ 住民投票

等を入れることが考えられる。

事例

【奈良市】

（市民参加の方法及び実施）

第 14 条 市は、市政に関する重要な施策の意思決定、実施及び評価を行うときは、公聴会、意見交換会その他市民、市民公益活動団体、事業者及び学校の意見を反映するため、最も適切かつ効果的であると認められるものを行うよう努めなければならない。

2 市は、市政に関する基本的な計画の策定又は改廃及び重要な制度の創設又は改廃その他の行為で別に定めるものを行うときは、パブリックコメント手続（市の基本的な政策等を策定する過程において、その内容その他必要な事項を広く公表し、これらについて市民、市民公益活動団体、事業者及び学校から直接に意見及び提言を求め、それに対する本市の考え方を明らかにするとともに、意思決定に反映させる機会を確保するための一連の手続をいう。以下同じ。）を行うものとする。ただし、迅速若しくは緊急を要するもの、実施機関の裁量の余地が少ないと認められるもの又は軽微なもの等を行うときは、この限りでない。

3 市は、パブリックコメント手続により提出された市民、市民公益活動団体、事業者及び学校の意見を十分考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を取りまとめて公表するものとする。

4 パブリックコメント手続の実施に関し必要な事項は、別に定める。

（会議の公開）

第 15 条 市は、情報公開条例第 29 条の規定に基づくもののほか、会議等の公開の推進に努めるものとする。

（審議会等の委員の選任）

第 16 条 市は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置する審議会その他の附属機関及びこれに類する機関（以下「審議会等」という。）の委員の構成に市民を積極的に加えるよう努めなければならない。

2 前項の規定により市民を審議会等の委員にしようとするときは、当該委員については公募により選任するよう努めるものとする。

【栗東市】

(市民参画手続)

第 11 条 市は、次に掲げる市民参画の手続(以下「市民参画手続」といいます。)のうち、対象事項にふさわしくかつ効果的な市民参画を求め、企画立案しなければなりません。

- (1) 審議会その他の附属機関による審議
 - (2) 意向調査の実施
 - (3) ワークショップ(市民が主体性をもって研究し、及び議論することをいいます。)の開催
 - (4) 意見交換会の開催
 - (5) パブリックコメント(意思決定過程で必要な情報を公表し、市民に意見を求め、これを考慮して意思決定することをいいます。)の実施
- 2 市は、複数の市民参画手続を実施した方がより市民の意見を的確に反映できると認められるときは、複数の市民参画手続を実施するよう努めなければなりません。
- 3 市は、前条第 2 項の規定により市民参画手続を実施しないと決定したときは、その理由を公表しなければなりません。
- 4 市は、第 1 項に定めるもののほか、より効果的と認められる市民参画手続があるときは、これを積極的に用いるよう努めます。

【芦屋市】

(市民参画の手続)

第 7 条 この条例における市民参画の手続は、次のとおりとする。

- (1) 審議会等の活用
 - (2) 市民提案の活用
 - (3) ワークショップの開催
 - (4) パブリックコメントの活用
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める協議会、公聴会等の活用
- 2 市は、手続の実施に当たっては、前項各号の手続のうちから、適切かつ効果的なものを選択し、実施しなければならない。

※各号の内容については、次条以降で記述

8. 協働

- ・ 参入機会の提供
- ・ 市民活動団体への支援 等

事例

【奈良市】

(市が行う業務における協働機会の拡大)

第 17 条 市は、市民公益活動団体が有する特性を生かすことにより、市民公益活動の活性化及び活用を図ることができると思われる事業について、当該団体に対して参入及び協働の機会を拡大するよう努めるものとする。

(市民参画及び協働によるまちづくり基金の設置)

第 19 条 本市における市民公益活動の推進に資するため、奈良市市民参画及び協働によるまちづくり基金を設置する。

【栗東市】

(協働の推進)

第 13 条 市は、協働を推進するため、適切かつ効果的であると認めるものを実施するよう努めます。

2 市は、協働が円滑に進むよう必要な措置を講じます。

(協働事業提案制度)

第 14 条 市民、地域コミュニティ団体又は市民公益活動団体は、規則で定めるところにより、市長に対して市と役割分担して行う協働によるまちづくり事業を提案することができます。

2 市長は、前項の規定により提案があったときは、必要に応じ、次条第 1 項に規定する栗東市市民参画等推進委員会の意見を求め、その意見を考慮し、協働によるまちづくり事業として取り組むか否かを決定します。

【芦屋市】

(協働の拠点)

第 15 条 市は、市民参画及び協働の推進を図るため、地域の課題解決又は発展を目的として市内で活動する個人及び市民活動団体(次条において「市民活動団体等」という。)の協働の拠点を設置する。

2 前項の協働の拠点の運営については、市民が市の協力を得て行うものとする。

(市民活動団体等への支援)

第 16 条 市は、市民活動団体等に対して、その活動の支援に努める。

【西宮市】

(協働の推進)

第 14 条 市の機関は、協働を推進するため、適切かつ効果的であると認めるものを実施するよう努めるものとする。

2 市の機関は、協働が円滑に進むよう必要な措置を講ずるものとする。

(協働事業提案手続)

第 15 条 市民等は、市の機関に対して、規則で定めるところにより、協働して取り組む事業を提案することができる。

2 市の機関は、前項の規定による提案を受けたときは、提案者と協議の上、提案された事業について協働して取り組むか否かの決定を行い、提案者に通知するものとする。

3 市の機関は、前項の決定を行ったときは、その旨を公表するものとする。

(コミュニティ活動の推進)

第 16 条 市民等は、快適な暮らしの実現のため、自主的にコミュニティ活動にかかわるとともに、地域が抱える課題を共有し、解決に向けて互いに協力するよう努めるものとする。

2 市の機関は、コミュニティ活動を尊重するとともに、地域が抱える課題の解決のために適切な支援に努めるものとする。

9. 推進・検証の体制

・推進・検証の体制の確立

事例

【奈良市】

第 20 条 第 18 条第 4 項及び次条に定めるもののほか、市民参画及び協働によるまちづくりの推進に関する重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議するため、奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市民参画及び協働によるまちづくりの推進に関する重要事項について、必要に応じて市長に意見を述べるができる。
- 3 審議会は、委員 10 人以内で組織する。
- 4 委員は、市民参画及び協働に関し優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2 年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

【栗東市】

第 15 条 市民参画及び協働をより推進させるとともに、時代の動きに的確に対応させるため、栗東市市民参画等推進委員会(以下「推進委員会」といいます。)を置きます。

- 2 推進委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、委員 12 人以内で組織します。
 - (1) 公募による市民
 - (2) 市民公益活動団体の代表者
 - (3) 地域コミュニティ団体の代表者
 - (4) 学識経験者
- 3 委員の任期は、2 年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。
- 4 推進委員会は、市の諮問に応じて次に掲げる事項について、調査し、及び審議します。
 - (1) この条例に基づき実施される市民参画手続等の進行管理及び評価
 - (2) 市民参画及び協働を推進するために必要な施策、方策等の研究
 - (3) 前条第 2 項の規定により意見を求められている事項
 - (4) その他市が必要と認める事項
- 5 推進委員会は、審議を通じて必要があると認めるときは、市に意見を述べるができます。

【芦屋市】

第 18 条 市長は、推進計画の策定、推進計画の進行状況その他推進計画に関し必要な事項については、芦屋市附属機関の設置に関する条例(平成 18 年芦屋市条例第 5 号)第 2 条に規定する芦屋市市民参画協働推進会議に諮るものとする。

【西宮市】

第 18 条 市長は、参画と協働の取組状況を市の機関以外の観点から検証するものとする。

- 2 前項に規定する検証をするための方法、組織等については、規則で定める。

10. 条例の見直し

・ 条例の見直しについて

事例

【奈良市】

第21条 市は、この条例の施行後5年を超えない期間ごとに、この条例の規定について検討し、必要があると認めるときは、審議会の意見に基づいて条例の改正その他必要な措置を講じるものとする。

【栗東市】

第16条 市長は、社会情勢の変化並びに市民参画及び協働の推進状況に応じて、積極的にこの条例の見直しを行います。

【西宮市】

付 則

3 この条例は、社会情勢の変化等を勘案し、公布の日から5年以内を目途に見直しを行う。